フランスにおける完全飼料規制実施後に確認された定型 BSE 患畜について

フランス食品衛生安全庁(AFSSA)は、フランスで2010年1月に確認された2004年出生 牛の定型牛海綿状脳症(BSE)患畜について自ら評価を実施し、2010年4月23日付で意見書 (#137)を発表。意見書の概要(仮訳)は以下の通り。

## 【当該牛の概要】

- ○誕生年月、月齢:2004年4月出生、69ヶ月齢
- ○品種:フランス牛(ブロンド・ダキテンヌ種)
- ○確定診断日:2010年1月25日
- ○確定診断施設: AFSSA-Lyon ラボラトリー(NRL)
- ○疫学調査
  - ・母牛:生存しており、健康体である。
  - ・飼料:小袋で納入される市販の若齢牛用の代用乳及び飼料を使用。
  - ・混合飼育状況:個人消費用の数羽の鶏と数頭の豚を除き、当該酪農場には他の種の家 畜はいなかった。
  - ※当該牛が生まれた 2004 年は、欧州全体で家畜飼料への動物用肉骨粉の使用が禁止され、フランスで飼料への獣脂の使用が完全に禁止されてから 3 年が経過している。
- ⇒当該牛の感染について決定的な証拠はないが、動物用飼料製造工場において、パイプに 残っていたもの、あるいは動物由来 MBM を使用した牛用飼料以外の製造施設でサイ ロの底にあったものが析出した可能性も否定できない。

## 【AFSSA 意見書の結論(抜粋)】

- ・動物由来肉骨粉の禁止措置に一定の効果はある。しかし、BSE の発生状況は、製造、 流通、動物用飼料の使用などの流れの複雑さを考えれば、BSE の感染源を断つための 手段として動物由来肉骨粉禁止措置のみでは不十分であることを示すものである。
- ・従って、動物由来たん白質の家畜飼料への使用を実質的に全面禁止した後に出生した家畜から BSE が分離されたとしても驚きではない。1
- ・BSEと確定診断された牛の最も直近の出生日(補足:2001年)から3年経過後に発生した本事例は、衛生管理当局の厳しい監視を励行するものであり、もしアクティブ・サーベイランスで同様の症例が幾つか見つかれば、原因の同定を試みるためにこれらの症例に共通な特徴(産地、出生期、給餌飼料など)を再考し、更に詳細な分析を行うべきである。
- ・従って、アクティブ・サーベイランス体制の質及び反すう動物用飼料の管理措置を維持 することを勧告する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> AFSSA は、2007 年 7 月 17 日付 AFSSA 意見書において、既にフランスで 2000 年以降に出生した牛 で BSE に感染しているものが数頭(年間 20 頭未満)発生することを示していた。